

議案第 76 号

太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

太宰府市立学童保育所設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月 3日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

太宰府東学童保育所、太宰府西学童保育所の新設に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市立学童保育所設置条例（昭和50年条例第428号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称、位置及び定員）

第2条 前条により設置する保育所の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

	名 称	位 置	定 員
1	太宰府市立太宰府第一学童保育所	太宰府市連歌屋一丁目2番2号	70人
2	太宰府市立太宰府第二学童保育所	太宰府市連歌屋一丁目2番1号	35人
3	太宰府市立太宰府東第一学童保育所	太宰府市青山三丁目4番1号	50人
4	太宰府市立太宰府東第二学童保育所		40人
5	太宰府市立太宰府東第三学童保育所		40人
6	太宰府市立太宰府南第一学童保育所	太宰府市高雄二丁目3855番地	60人

7	太宰府市立太宰府南第二学童保育所		40人
8	太宰府市立太宰府南第三学童保育所		40人
9	太宰府市立水城第一学童保育所	太宰府市観世音寺三丁目13番2号	70人
10	太宰府市立水城第二学童保育所	太宰府市観世音寺三丁目13番1号	40人
11	太宰府市立水城第三学童保育所		40人
12	太宰府市立水城西第一学童保育所	太宰府市大字向佐野90番地	70人
13	太宰府市立水城西第二学童保育所		50人
14	太宰府市立水城西第三学童保育所		30人
15	太宰府市立太宰府西第一学童保育所	太宰府市大佐野四丁目6番30号	55人
16	太宰府市立太宰府西第二学童保育所		40人
17	太宰府市立太宰府西第三学童保育所		40人
18	太宰府市立国分第一学童保育所	太宰府市国分五丁目29番7号	65人
19	太宰府市立国分第二学童保育所	太宰府市国分二丁目10番1号	40人
20	太宰府市立国分第三学童保育所		40人

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。